

規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

法律又は政令の名称	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案(仮称)(児童福祉法の一部改正に係る部分)
規制の名称	認可外保育施設に係る書面掲示規制
規制の区分	改正(拡充)
担当部局	～R5.3月:厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室 R5.4月～:こども家庭庁に移管
評価実施時期	令和5年1月～3月
規制の目的、内容及び必要性	<p>現行の児童福祉法においては、認可外保育施設の設置者に対して、当該施設における①設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名②建物その他の設備の規模及び構造③その他厚生労働省令で定める事項(以下「施設情報」という。)の掲示を義務付けている。</p> <p>当該規制は、認可外保育施設という特定の場所に国民等が赴くことを前提とするものであり、これらの情報のインターネットでの公表等の義務を課さなければ、将来的にも、特定の場所に赴かなければ国民等は必要な情報を確認できないという状況が継続するものと予測される。</p>
直接的な費用の把握	<p>今般、インターネット上での公表義務を加えることにより、認可外保育施設の設置者は、施設情報をインターネット上で掲載するための対応が必要となる。</p> <p>この点、認可外保育施設には多様な形態があり、各施設においてホームページを設けて情報掲載を行うことにより施設情報を公表することを一律に求めることは、各施設に過大な負担をかけることとなり、遵守費用も大きくなることが想定される。</p> <p>そのため、各施設の負担や遵守費用が抑えられるよう、各施設がインターネット上での公表義務を果たす方法として、独立行政法人福祉医療機構の子ども・子育て支援情報公表システム(ここdeサーチ)に施設情報を掲載することを想定している。</p> <p>ここdeサーチに掲載する場合、認可外保育施設が掲示すべき項目等について、システム改修等が必要となるところ、システム改修費全体として2億円程度の予算を措置しており、追加の費用は約1億円と想定される。</p>
直接的な効果(便益)の把握	-
副次的な影響及び波及的な影響の把握	当該規制による副次的な影響及び波及的な影響は基本的に発生しないものと想定している。
費用と効果(便益)の把握	-
代替案との比較	-

その他の関連事項	評価については今後の対外説明の際の材料として考慮する。
事後評価の実施時期等	当該規制については、施行から5年以内に事後評価を実施することを想定している。